

事前の
参加申込
が必要です

2020年4月施行

改正労働者派遣法（同一労働同一賃金）



説明会開催のご案内

平成30年7月6日に『働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律』が公布されたことに伴い、

労働者派遣法につきましても、令和2年4月1日を施行期日として、「同一労働同一賃金（①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②派遣労働者に対する待遇に関する説明の義務化）」等が盛り込まれました。

施行期日の時点で、大企業・中小企業に関わらず、すべての派遣先の派遣労働者が対象となります。「派遣先均等・均衡方式」または「労使協定方式」のいずれかの方式により派遣労働者の待遇決定をしていなければ、直ちに法違反となり、指導の対象となります。

労働者派遣元事業主及び派遣先におかれましては、新たな労働者派遣法制を正しく理解し、施行期日までに、労働者派遣契約の見直し、法定帳簿の整備等を進めていく必要があります。

つきましては、奈良労働局において、下記により改正労働者派遣法説明会を開催いたします。是非、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

同一労働
同一賃金？

均等均衡方式？
労使協定方式？



施設	ハローワーク 大和高田（定員50）	ホテルリガール 春日野（定員180）	ホテルリガール 春日野（定員180）	ハローワーク 大和郡山（定員30）
開催日	令和元年12/23（月）	令和元年12/24（火）	令和元年12/24（火）	令和2年1/17（金）
時間	13：30～16：00	10：00～12：00	14：00～16：00	13：30～16：00
所在地	大和高田市池田574-6	奈良市法蓮町757-2	奈良市法蓮町757-2	大和郡山市観音寺町168-1
対象	県内事業所	県北和の事業所 ※1	県中南和の事業所 ※2	県内事業所
備考		※1 奈良市・ 大和郡山市・ 天理市・生駒市	※2 奈良市・ 大和郡山市・ 天理市・生駒市 以外	

（説明会の実施内容）

I. 派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けて

- ・令和2年4月施行 改正労働者派遣法の概要
- ・待遇決定に向けた取組の全体像
- ・派遣先均等均衡方式における点検、検討手順の実務について

II. キャリアアップ助成金制度の活用について

III. 奈良働き方改革推進支援センターの活用並びに事例紹介について

- ・推進支援センターによる「個別相談会ブース」を併設

参加申込書を
事前にお送り下さい



厚生労働省

奈良労働局

需給調整事業室